

福 介 第1100号
令和2年3月17日

各関係団体 会長 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課長

介護支援専門員資格の特例措置について（通知）

令和元年度静岡県介護支援専門員更新研修A及び他県で開催されている更新研修（専門研修課程Ⅱ又は実務未経験者向け）を受講中の介護支援専門員について、「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月25日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）に基づき、特例として令和2年9月30日までは資格を喪失しない取扱いとし、各介護支援専門員に通知しました。

これにより、本特例措置の該当者については、介護支援専門員証の有効期間満了日に関わらず、令和2年9月30日まで介護支援専門員の業務に従事できることとなります。

つきましては、本特例措置について会員等への周知に御協力をお願いします。

担当 支援審査班 榎本
電話 054-221-3395